

令和2年度草津市障害福祉の取り組み予定について（新規等主な事業）

1 第5期草津市障害福祉計画および第2期草津市障害児福祉計画の改定

第5期草津市障害福祉計画および第2期草津市障害児福祉計画は、令和2年度が最終年度となるため次期計画の策定作業を行います。

なお、スケジュールについては別添のとおりです。

2 障害福祉サービス事業所等整備事業費補助金

グループホームの入居需要は年々増加傾向にありますが、必要な施設の整備が追い付いていない状況です。そのため、障害のある人が住み慣れた地域での生活を継続し、施設や病院から地域生活へ移行できるよう、市内にグループホームを整備しようとする事業者に対し、国県の補助金に加えて市独自の上乗せ補助を行い、グループホームの整備を促進します。

(1) 今年度の主な内容

グループホーム整備費補助金 10, 250千円×3か所

利用定員は1施設につき、5名から10名程度を予定しています。

(2) スケジュール

令和2年6月 国庫補助内示（予定）

令和2年度 施設整備（市は事業者に対して整備費を補助）

令和3年4月 開所予定

3 障害児・特定相談支援体制強化費補助金

各種の障害福祉サービス等を利用する場合にはサービス等利用計画が必要ですが、利用計画を作成する相談支援事業所の人員不足が課題となっていることから、市では平成30年度から相談支援体制の強化を図るため、利用計画を作成する事業所への支援を行っています。

令和2年度は補助要件を緩和し、より事業所が利用しやすい制度へと見直しを行うとともに、新たに児童福祉法に基づく障害児通所支援の利用に係る相談支援事業所についても支援の対象に加えます。

〔補助額の概要〕

相談支援事業所が利用者と新たに契約し（新規ケース）、その利用者のサービス等利用計画や障害児支援利用計画などを作成した場合に、国の定める報酬額に加えて、上乗せ補助を行います。

補助額 = 基礎加算（国の報酬程度）+ 追加加算（一定件数ごとに追加補助）

4 地域生活支援拠点拠点等の整備事業

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を令和3年度運営開始に向けて整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

《参考》 第5期草津市障害福祉計画（2018~2020）から抜粋

第2章：計画の数値目標等 → 3. 地域生活支援体制の強化

【国の基本指針に定める目標値】

● 2020年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備

【市の成果目標】

● 障害のある人が安心して暮らせる地域の体制づくり（面的整備型）

○本市（湖南福祉圏域）では、地域生活支援のための相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れおよび対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を既存施設や事業者等が分担して担い、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されるよう、市立障害者福祉センターや地域包括支援センター、その他相談支援事業所が関係機関、事業所等と連携し、各種サービスの調整を行うことで、総合的な支援を実施します。

○障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、障害のある人が学校卒業、就職、親元からの自立等、生活環境が変化する節目を迎えたときの継続した支援等が求められているため、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関・事業所等との協議の場である草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通じて、障害のある人のニーズを総合的に捉え、この地域に求められている支援のあり方を検討し、引き続き障害のある人の地域生活支援体制の強化を図ります。